

四日市市消防本部訓令第 3 号

四日市市消防団表彰規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和 6 年 3 月 3 1 日

四日市市消防長 人見 実男

四日市市消防団表彰規程の一部を改正する規程

四日市市消防団表彰規程（昭和 5 9 年四日市市消防本部訓令第 7 号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
（趣旨） 第 1 条 この規程は、四日市市消防団規則（昭和 4 1 年四日市市規則第 8 号。以下「規則」という。）第 <u>2 7</u> 条の規定に基づき、消防団、分団、団員及び団員の家族の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。 （功労表彰の要件） 第 3 条 前条第 1 号に規定する功労表彰の要件は、次の各号に定めるところとする。<u>ただし、四日市市消防団の定員、任免、給与、服務等に関する条例第 4 条の 2 に規定する休団期間中は、在職年数に算入しないものとする。</u> （1）及び（2） （略） （略） （記念品の額） 第 5 条 第 2 条第 3 号に規定する記念品の額は、次の各号の表に掲げる額以内とする。 （1）及び（2） （略） （略）	（趣旨） 第 1 条 この規程は、四日市市消防団規則（昭和 4 1 年四日市市規則第 8 号。以下「規則」という。）第 <u>2 6</u> 条の規定に基づき、消防団、分団、団員及び団員の家族の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。 （功労表彰の要件） 第 3 条 前条第 1 号に規定する功労表彰の要件は、次の各号に定めるところとする。 （1）及び（2） （略） （略） （記念品<u>料</u>の額） 第 5 条 第 2 条第 3 号に規定する記念品<u>料</u>の額は、次の各号の表に掲げる額以内とする。 （1）及び（2） （略） （略）

(略) 2 (略) (家族表彰) 第7条 第2条第4号に規定する表彰は、次の各号に定めるところとする。 (1) (略) (2) 記念品の額は3,000円以内とする。 第5号様式 功労表彰上申書(第4条関係) 【別記1 参照】	(略) 2 (略) (家族表彰) 第7条 第2条第4号に規定する表彰は、次の各号に定めるところとする。 (1) (略) (2) 記念品<u>料</u>の額は3,000円以内とする。 第5号様式 功労表彰上申書(第4条関係) 【別記1 参照】
--	--

【別記1】

改正後

第 号 年 月 日 四 日 市 市 消 防 団 長 四 日 市 市 長 様 消 防 団 員 功 労 表 彰 に つ い て (申 請)	
所 属 分 団 名	四 日 市 市 消 防 団 分 団
職 氏 名	
生 年 日	年 月 日 生
拝 命 年 月 日	年 月 日 拝 命

